日調連発第２４４号
平成２８年１２月６日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の適正な取扱い及び管理について（通知）

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）は、特定の資格者（特定事務受任者）に対し、その信頼の下に例外的に使用が認められているものであり、職務上請求書の紛失又は盗難による第三者の不正使用があった場合は、国民に極めて深刻かつ重大な事態を招くことにもなりかねず、そのことによる職務上請求書の制度の存廃はもとより、土地家屋調査士制度そのものに対する国民の信頼を著しく損なうことになります。

職務上請求書の適正な取扱い及び管理においては、法務省民事局長、総務省自治行政局長から会員に対する職務上請求書の制度に係る趣旨の徹底を図るよう依頼がされており（平成 17 年 7 月 7 日付け日調連発第 79 号)、各土地家屋調査士会に対し、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程の設置と会員指導の徹底をお願いしております（平成 18 年 3 月 27 日付け日調連発第 379 号)。

ところが、本年は、職務上請求書の紛失等についての報告が多く、大変由々しき事態となっており、事の重大性に対する会員の認識が欠如しているものと言わざるを得ません。

つきましては、職務上請求書が特定の資格者に例外的に使用が認められている趣旨、第三者の不正使用が国民に及ぼす影響等についての認識を新たにするとともに、土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程（モデル）第 12 条の規定に基づき、紛失又は盗難の防止に努め、保有する職務上請求書の適正な管理を徹底するよう、更なる会員指導をお願いします。

また、万が一職務上請求書を紛失したとき又は盗難にあった場合は、職務上請求書が不正に使用されることの危険性を鑑み、同規程（モデル）第 14 条の規定に基づき、速やかに報告するよう、併せて会員指導をお願いします。

おって、貴職におかれましても、貴会会員から紛失又は盗難の報告を受けた際は、同規程（モデル）第 18 条の規定に基づき、速やかな報告をお願いします。